

## 東一条通の横断歩道の移動について（追加質問・要望）

【ご質問・ご要望】（投稿日：2017年7月5日）

東一条通の横断歩道の移動につきまして、大変ご丁寧なご回答いただきありがとうございます。ありがとうございました。

横断歩道の移設につきまして、追加の質問と要望をさせていただきます。ご回答では「小学校、保護者、地元住民等からの同意がなければならない」とのことですが、同意が得られれば移設できる可能性があるということであり、何故同意を取り付ける交渉をしないのか疑問に思います。小生が6月30日に京都市教育委員会に電話で伺ったところ、警察と各小学校との間で児童の交通安全について話し合う場があるから、そこで第四錦林小学校から警察に移設の提案をしてもらってはどうかとの話でした。また、同日第四錦林小学校の学校管理者の方との電話でのお話しでは、当然のことながら簡単に結論が出る案件ではないが、児童は現在その横断歩道は使っていないとのことでした。ただ、川端警察署によれば、児童の交通安全の確保、道路事情などを総合的に判断して決めるので、仮に京都大学と第四錦林小学校が同意しても、それが移設に直結するものではないとのことでした。

京都大学の学生の安全確保の観点からみれば、横断歩道の移設と自転車横断帯の設置は「事故防止につながる現実的・効果的な対策」であり、第四錦林小学校や川端警察署に粘り強く交渉していただきたいと存じます。

また、午前中は警備員等による交通整理を行わない理由をお聞かせください。大学としても学生の危険性は十分認識しておられるのでしょうかから、特段の理由がなければ午前中も交通整理をお願いします。

川添副学長にお願いがございます。カリキュラムは現時点で最善のものを組んでいただいていると認識しております。交通安全確保に向けた対策に取り組む前にカリキュラムを改悪するのは本末転倒であり、学生が不利益を被る可能性があると思っております。学生の身の安全を守る最高責任者のお立場として、事務方が地ならしをする前に、まずもってお一人で第四錦林小学校の校長をお訪ねいただき、横断歩道移設を直接強く訴えていただきたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2017年7月20日）

（施設部プロパティ運用課）

現在の警備員の配置状況ですが、自転車・歩行者安全確保業務として2名を配置し、

①正門と吉田南構内正門・北門間を移動する本学関係者の自転車と、学区小学校児童をはじめとする歩行者との交錯による事故を未然に防止するため、吉田南構内北側歩道において自転車及び歩行者の交通整理を行い、安全を確保する。特に自転車利用者への注

意及び指導を実施する。

②特に正午過ぎの時間帯（12時～13時）には、正門及び吉田南構内正門・北門周辺において本学関係者の自転車、弁当販売店に並ぶ本学関係者等と一般の歩行者が著しく交錯するので、事故を防止しつつ雑踏整理を行う。としています。

また、実施日時は

○ 学区小学校の長期休業期間等を除く平日の8時から8時10分、12時から13時、14時30分から15時及び16時から17時の1日4回。としています。

なお、上記の時間以外（特に1限目と2限目の間）においても、状況に応じて臨機に人員を配置して対応するよう、改めて指示しています。

（学生担当理事・副学長 川添信介）

貴重なご意見をありがとうございました。東一条通の交通の安全確保については、他の学生諸君からもご意見を頂戴しており、大学が中長期的に解決すべき課題と認識しています。その安全対策にあたってカリキュラムの悪化を招くようなことがあってはならないのは当然のことです。頂いたご意見も参考にしながら引き続き取り組んで参ります。